



令和6年8月28日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料 (第3報)

台風10号に伴う国道10号^{りゅうがみずちく}竜ヶ水地区の通行止めについて

令和6年8月28日 19時50分

令和6年8月28日20時00分より、国道10号沿岸部においては、台風10号接近に伴い、越波により通行に支障があるため、次の区間について全面通行止めを行います。

道路のご利用にあたっては、最新の気象情報や交通情報を確認して頂くとともに、不要不急の外出はお控えください。

【通行止め区間】

- ・国道10号 ^{あいらししげとみ} 始良市重富～^{かごしましよしのちょういそ} 鹿児島市吉野町磯（延長11.3km）
〈規制区間については別図のとおり〉

* やむを得ず外出する際の迂回路につきましては、別図を参考にしてください。

問 い 合 わ せ 先

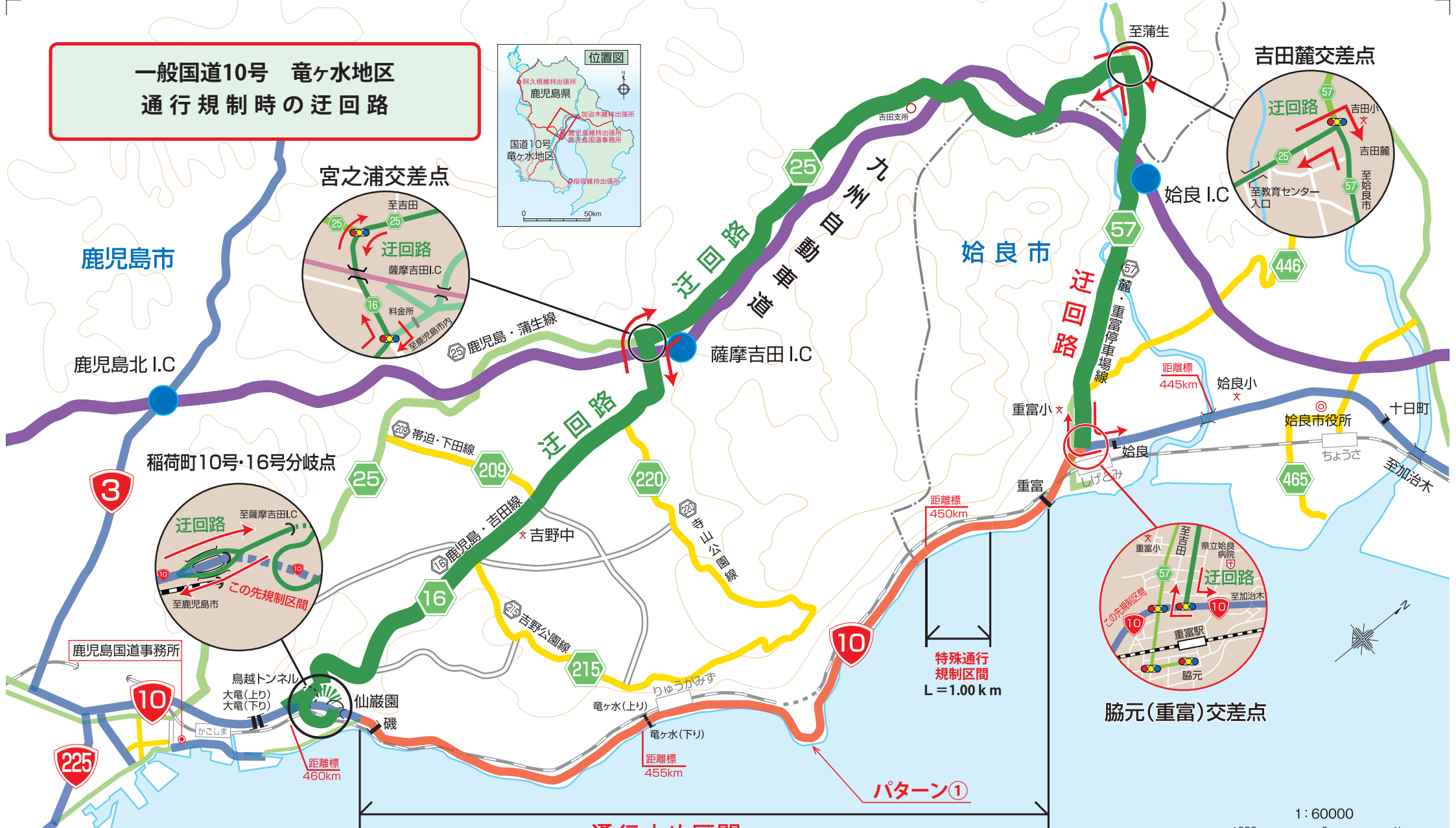
国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長 ^{りゅう} 龍 ^{ひろふみ} 博文

計画課長 ^{なかしま} 中島 ^{たかひろ} 貴弘

TEL: 099-216-3111 (代表)

一般国道10号 竜ヶ水地区 通行規制時の迂回路



加治木維持出張所	0995-63-2321
鹿児島維持出張所	099-228-6111

種 別	路線名	規 制 区 間	延長	通行止規制条件	危険内容	担当出張所
異常気象時 通行規制区間	10号	鹿児島県始良市重富～ 鹿児島県鹿児島市吉野町磯	11.3km	連続雨量が200mm に達した場合	法面崩壊	加治木維持出張所 鹿児島維持出張所
特 殊 通 行 規 制 区 間	10号	鹿児島県始良市白浜～ 鹿児島県始良市白浜	1.0km	越波があり通行が危 険と判断される場合	波 浪	加治木維持出張所



道路情報板



距離標



距離標

凡 例			
	異常気象時通行規制区間		一般県道
	距離標		道路情報板
	迂回路		市役所・支所
	国 道		小・中・高等学校
	主要地方道		

現地写真 8月28日 19:30時点

鹿児島10号 449K40 下

始良市脇元 電ヶ水3

